

永平寺町契約事務規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年1月30日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第2号

永平寺町契約事務規則の一部を改正する規則

永平寺町契約事務規則(平成18年永平寺町規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 落札者の決定等(第26条―第31条)」を「第3節 落札者の決定等(第26条―第30条)」に改める。

第4条第1項中「格付けを行うとともに」を削る。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、インターネットを利用して町の普通財産及び物品の売払いを行う事務手続(以下「公有財産売却システム」という。)による一般競争入札の場合は、予定価格の100分の5以上の額に相当する額とする。

第12条に次の1項を加える。

- 2 公有財産売却システムによる一般競争入札の場合は、公有財産売却システムを管理する事業者が保証する書面を入札保証金の納入に代えることができる。

第13条中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、「掲げる担保について当該各号に」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前条第2項に規定する書面の担保の価値は、その書面に記載する額とする。

第15条中「第12条第1号」を「第12条第1項第1号」に改める。

第16条に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札に付そうとするときは、事前に予定価格を公表することができる。

第18条第1項中「入札書」の次に「(公有財産売却システムによる一般競争入札の場合は、当該システムに必要事項を登録させること。以下同じ)」を加える。

第50条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札の場合には、入札保証金と同額とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。